

市第 173 号議案

横浜人形の家条例の制定

横浜人形の家条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜人形の家条例

（設置）

第 1 条 人形の保管及び展示等を行い、横浜市の観光振興を図るとともに、市民文化の振興に寄与するため、横浜人形の家（以下「人形の家」という。）を横浜市中区に設置する。

（事業）

第 2 条 人形の家は、次の事業を行う。

- (1) 人形及び人形に関する資料（以下「人形等」という。）の保管、調査研究、展示及び利用に関すること。
- (2) 人形に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 人形劇及び人形制作の活動等の支援に関すること。
- (4) 人形に関する講習会、講座等の開催に関すること。
- (5) 観光情報の提供に関すること。
- (6) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (7) その他人形の家を設置の目的を達成するために必要な事業

（施設）

第 3 条 前条に規定する事業を行うため、人形の家に必要な施設を置く。

- (1) 常設展示室及び企画展示室

- (2) あかいくつ劇場、多目的室及びギャラリー
- (3) 駐車場

(開館時間等)

第 4 条 人形の家の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 5 条 次に掲げる人形の家管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 人形の家施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 特別利用（第 9 条第 1 項に規定する特別利用をいう。）の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 人形の家施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、人形の家設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 15 条第 1 項に規定する横浜人形の家指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」と

いう。)の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる人形の家管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 第3条第2号に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に人形の家管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、人形の家施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 人形の家における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 人形の家設置の目的に反するとき。

(3) 人形の家管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(人形等の特別利用の許可)

第9条 人形の家保管され、又は展示されている人形等について、学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等(以下「特別利

用」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に人形等の保全上及び人形の家 of 管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、特別利用が次のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

(1) 人形等の保全上支障があるとき。

(2) 人形の家 of 管理上支障があるとき。

(3) 人形の家における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第10条 常設展示室において、展示されている人形等を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 第 3 条第 2 号に掲げる施設の利用について、第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 特別利用について、前条第 1 項の規定による許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

4 駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

5 第 1 項の利用料金にあつては別表第 1 に定める額の範囲内において、第 2 項の利用料金にあつては別表第 2 に定める額の範囲内

において、第 3 項の利用料金にあつては 1 点につき 1 回又は 1 日ごとに 3,000 円の範囲内において、前項の利用料金にあつては別表第 3 に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

6 第 1 項から第 3 項までの利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

7 第 4 項の利用料金は、後納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、前納とすることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第 8 条第 3 項各号又は第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに

基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、人形の家の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他人形の家管理上支障があるとき。

(横浜人形の家指定管理者選定評価委員会)

第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による人形の家管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜人形の家指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条第5項及び第15条の規定は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 人形の家に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1 (第10条第 5 項)

区 分	単 位	利 用 料 金	
		個 人	団 体 (20 人 以 上)
一 般	1 人 1 回 に つ き	円 400	円 350
中 学 生 ・ 小 学 生		200	150

(備考)

- 1 「一般」とは、「中学生・小学生」及び小学校に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

別表第 2 (第10条第 5 項)

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 休 日 等
入場料等を徴収 しない場合	午 前	円 7,000	円 7,000
	午 後	13,000	18,000

あかいくつ劇場		夜 間	12,000	13,000
	入場料等を徴収 する場合	午 前	12,000	13,000
		午 後	22,000	28,000
		夜 間	19,000	21,000
多 目 的 室	入場料等を徴収 しない場合	午 前	1,500	3,000
		午 後	3,000	6,000
	入場料等を徴収 する場合	午 前	3,000	4,000
		午 後	6,000	9,000
ギ ャ ラ リ ー		1箇所につき1月		5,000
附 帯 設 備		1式又は1台につ き1日		8,000

(備考)

- 1 「午前」とは午前9時30分から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日等以外の日を、「休日等」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号

）第 3 条に規定する休日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までをいう。

3 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。

4 この表及び備考に定めのない区分によりあかいくつ劇場、多目的室又はギャラリーを利用する場合の利用料金の額は、この表及び備考に定める利用料金の額との均衡を考慮して定める。

別表第 3（第 10 条第 5 項）

区 分	単 位	利 用 料 金
大 型 車	1 台、1 時間につき	2,000 円
そ の 他 の も の		500 円

提 案 理 由

横浜人形の家について、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜人形の家条例を制定したいので提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（第 2 項省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（第 5 項から第 7 項まで省略）

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(第 10 項 及 び 第 11 項 省 略)